球磨川漁協の定款変更には総代会決議が必要

　球磨川漁協3月10日臨時総会において定款変更が議案とされている。

　しかし、球磨川漁協には総代会が設けられており、従来は、総会決議に先立って総代会決議が挙げられるのが常であった。

　定款の変更は、総代会に諮る必要はないのか、以下、検討する。

**１. なぜ総代会が設けられているのか**

 漁協の意思決定は、通常は、総会決議によってなされるが、組合員数の多い漁協の場合、総会決議に代わって総代会決議によってなされることが少なくない。

　なぜ、総代会が設けられるか。その理由は、『水産業協同組合法の解説』によれば、要旨、次のように説明されている。

　組合の民主的運営の確保という観点からすれば、組合員の意思を直接表明する総会において組合の方針を定めるのが望ましいが、組合の地区が広範な組合や遠洋漁船員が多数いる組合等では総会の開催が物理的、経済的に困難である場合もあり、また、総代会のほうが実質的な討議を確保しやすい場合もあることから、総会に代わるべきものとして総代会を設けたものである。

総代会の設置は任意であるが、総会の開催が物理的、経済的に困難とか実質的討議を確保しやすいなどの理由により、要するに各組合の実情により総代会が設置されるのである。

**２．総代会が設けられることの法的効果**

総代会の設置は任意であるものの、いったん総代会が設置されれば、水産業協同組合法や定款の規定により、次の①～④のような法的効果が生まれる。

① 水協法第52条6項により、総代会には総会に関する規定が準用される。

　　 したがって、水協法第48条、第50条の「総会の議決を経なければならない」とさ

れている事項(総会決議事項)は、後に述べる「総会の専属事項」以外は「総代会の議決

を経なければならない」ことになる。

② 模範定款第46条の3は、「この組合は、総会に代わるべき総代会を設置するものと

する」と規定している。したがって、水協法第48条、第50条の総会決議事項につい

ては、「総会の専属事項」以外は、総会に代わって「総代会の議決を経なければならな

い」ことになる。

　③ ただし、総代会で議決した事項については、同議決から3カ月以内に開かれる総会

においてさらに議決することができる(水協法第52条9項)。

　④ 総代会において議決できない「総会の専属事項」は、水協法及び模範定款において

次のように定められている。

　　 水協法52条8項

総代を選挙すること、50条2号(組合の解散又は合併)若しくは3号の2(事業の

全部の譲渡等)の事項

模範定款第46条の５第3項(河川漁協の場合)

　　 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代を選挙し、組合の解散若しくは

合併又は事業の全部の譲渡、信用事業若しくは第2条第1項第5号、第7号の事業

（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業の全部の譲渡若しくは共済契約

の全部の移転については議決することができない。

**３．球磨川漁協では「定款の変更」は総代会の議決を経なければならない**

球磨川漁協定款では、「総会の専属事項」について、第45条の４第3項に次のように規定されている。

総代会においては、前項の規定(総代会には、総会に関する規定を準用するとの規定)にかか

わらず、役員若しくは総代を選挙し、組合の解散若しくは合併又は事業の全部の譲渡若しくは第

2条第4号の事業(これに附帯する事業を含む)の全部の譲渡について議決することができない。

すなわち、球磨川漁協定款第45条の4第3項は、模範定款第46条の５第3項(河川漁協の場合)と全く同じ規定であり、「(定款の変更(総代及び総代会に関する事項に限る)」は「総会の専属事項」に含まれていない。

したがって、球磨川漁協定款に基づけば、総代制廃止についての「定款の変更」は

「総会の専属事項」ではなく、総会に代わって「総代会の議決を経なければならない」

事項である。

　にもかかわらず、「定款の変更」を総代会に諮ることなく、直接総会に諮るならば、次のような違法行為を犯すことになる。

・水協法第52条１項,球磨川漁協定款第45条の2の「総会に代わるべき総代会を設置

する」との規定に違反する。

　・水協法第52条6項,球磨川漁協定款第45条の4第2項の「総代会には、総会に関

する規定を準用する」に基づき準用される「総会決議事項について総代会の議決を経な

ければならない」との規定に違反する。

　**結　論**

**「定款の変更」は、球磨川漁協定款においては「総会の専属事項」に含まれておらず、したがって、総代会の議決を経ることなく、直接総会に諮ることは違法である。**

以 上